

琉球列島軍政本部

軍政府布令 第25号

日附 1950年10月18日

琉球列島の国勢調査

第一章 国勢調査の施行期日

国勢調査基準に基づいて1950年12月1日から同月3日迄の3日間全琉球列島の国勢調査を実施する。

何等かの事故により右期間に於いて調査を行うことが出来ない場合は、1週間後の1950年12月8日から同月10日迄の期間にこれを施行する。

第二章 定義

- 1 本布令に於いて「世帯」とは、同一住居内にあって家計を同じくする者の集まり及び自分自身の住居を有し、独立して生計を営む者を謂う。
数名の者が寄宿舍、ホテル、病院又はその他これに類する施設物に常時居住する場合は夫々この全員を以て一世帯とみなす。
- 2 本布令に於いて「世帯主」とは、同一世帯を主宰する者を謂う。一世帯を構成する各人を「世帯員」と称する。
- 3 本布令に於いて「国勢調査員」とは、1950年の国勢調査の調査委員に任命された公務員にして、その調査事項の調査に従事する者を謂う。
- 4 本布令に於いて「国勢調査指導員」とは、国勢調査事務の執行について国勢調査員を指導監督する公務員を謂う。

第三章 調査の対象

- 1 連合軍の軍人、軍属、琉球軍政府軍政長官の認可せる外国政府の外交官、米政府職員及びその家族を除く外、全琉球に在住する者總べて調査を受ける。右に指摘された除外者以外の者は現籍の如何を問わず調査を受ける者の中に加えられ、調査票にある質問事項に対して答申をしなければならない。
- 2 国勢調査は、実際の調査によるべきであり、例え他に永住又は法律上の住所を有するも、或る場所に一時居住する場合はその居所に於いて調査を行う。
- 3 常に船中に居住している者に就いては、1950年12月1、2、3日の中、船が停泊している港に於いて特別調査員が調査を行う。
調査当日、船が航行中で1950年12月4、5、6日の中、或る港に入港する場合は、船長は直ちに所管市町村長に着港の届出をなし乗組員を調査に来た海上調査員の調査に供する。

第四章 国勢調査票の記載事項

1950年度の国勢調査票には左の事項を調査記入すること。

- 1 世帯の種類、住宅の種類(型)、及権利関係
- 2 世帯主人世帯員の氏名及世帯主との続柄
- 3 性別、出生年月日及出生の場所

- 4 仕事の種類、事業名、雇用主の氏名、現在の地位、現在有する優秀な技能の中未使用のもの等、雇用に関する事項
- 5 文筆の能力及在学の有無
- 6 国籍及帰還者、非帰還者の別
- 7 婚姻関係及子女の有無

第五章 答申の義務

- 1 出来るなら世帯主は、調査事項に関する質問に対し世帯員をして答申させる義務がある。尚当日世帯員が他出を要する場合は、予備調査に於いて行われた質問に対する答申を知悉し置き、世帯員に代わり答申する義務がある。
- 2 合宿所、寄宿舍、旅館、病院等の所有者、支配人、監督者及其他の担任者並びにこの種施設物の居住者は、国勢調査員に右施設物内に居住する者の氏名を報告し、且つ居住者に関する調査員の調査統計資料蒐集事務を援助する責務を有する。

第六章 国勢調査実施についての責任

- 1 調査員、指導員は、知事の任命を受け前項の調査事項を調査する責任がある外、その調査票に記録した事項の正しい事を確かめ且つ村長を通じて之を群島知事に提出する責任を有する。
- 2 市町村長は、知事を通じて発した指示により国勢調査区域を設定して之を所管群島国勢調査調査委員長に提出する責に任ずる。
市町村長は国勢調査の施行について監督をなし、総べての調査票を所定の日時迄に群島知事に提出する責任を有する。
- 3 調査員及調査指導員には、知事の署名せる特別身分証明書を交付する。調査員及調査指導員は公務執行期間中は常時之を携帯すること。
調査員及調査指導員は、国勢調査事項の調査をなすに当たっては特別身分証明書を調査を受ける者に提示してその身分を明らかにすること。

第七章 秘密の厳守

調査に依り得た事項は総べて之を秘密として厳守し、国勢調査の統計資料としてのみ使用するものとし、之を他に使用しないこと。

第八章 禁止事項

- 1 国勢調査票中の調査事項に就いて質問があった場合は、何人と雖も之を拒絶して事実を隠蔽してはいけない。
- 2 何人と雖も国勢調査票中の調査事項に就いて質問があった場合は、虚偽と知りつつ故意に事実と相違する答申をしてはいけない。
- 3 何人と雖も国勢調査員の適法なる公務の執行を妨害してはいけない。
- 4 何人と雖も不法に且つ故意に国勢調査票を取得し、塗抹し、改ざんし、保有し、又は破棄してはいけない。
- 5 国勢調査調査員、調査指導員又はその他の者は、何人と雖も国勢調査の施行に関し発布された軍政長官の公務上の指示に依るのでない限り特定の人に関する調査事項の内容を発表し、又は他人に知らせてはいけない。

第九章 罰則

- 1 本布令第八章の規定に違反する者は、三千元以上五千元以下の罰金又は三ヶ月以上六ヶ月以下の懲役刑若しくはその両刑に処する。
- 2 国勢調査官に任命された調査員、調査指導員又はその他の者にして、正当の理由なくして命ぜられた任務を執行しない場合又は本布令の規定の一条項たりとも之に違反し又は他の者をして違反させる場合は五千元以上一万元以下の罰金刑又は六ヶ月以上一年以下の懲役刑若しくはその両刑に処する。

軍政長官の指示により

軍政副長官

米陸軍准将

ジョン エイチ・ハインズ